

# 坂戸市公益活動団体 申請要領

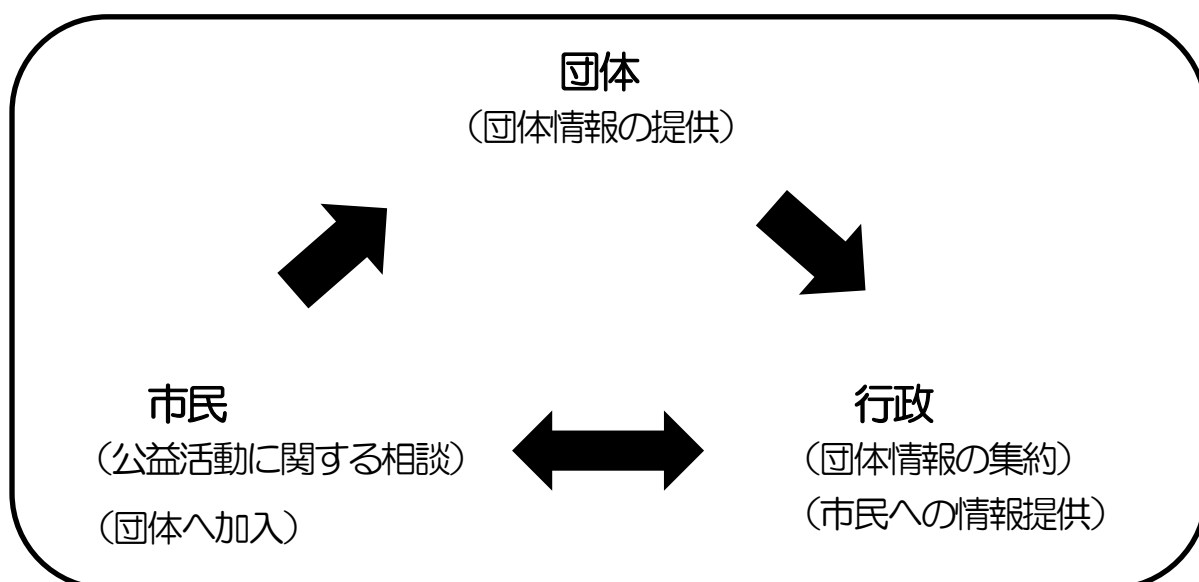
市民生活課

## 1 目的

市内で活動している公益活動団体（以下団体）の情報を収集・集約し、広く市民に団体の情報を提供することで、公益活動の普及・啓発を図り、公益活動への参加を促していくことで、団体の活性化についても図ることを目的とします。

## 2 申請団体について

申請団体については、各団体の情報を集約した「坂戸市公益活動団体一覧」を市ホームページ、市民生活課窓口、市内公共施設等にて公表するとともに、公益活動に参加したい市民が相談に来られた際には、団体の情報を提供し、公益活動への参加を促します。



## 3 対象となる団体

市内において公益活動（※）を行う団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの又は市長が特別に認めるものとします。

- (1) 組織の運営に関する規約等が定められており、一般市民を対象とした活動目的の記述があること。
- (2) 会計処理が適切に行われていること。
- (3) 入会、退会に際して不当な制限を課していない、市民に開かれた団体である

こと、また、活動を体験したい市民の受入体制が整っていること。

- (4) 宗教的活動を目的としないこと。
- (5) 特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団など反社会的活動と関係するものではないこと。
- (7) 会員外の一般市民のために実施している活動を市内で実施していること。
- (8) 会員の日頃の成果を発揮する目的で行っている活動ではないこと。
- (9) 単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会ではないこと。
- (10) 会員同士の親睦活動、会員相互（特定者）の利益のために行う活動ではないこと。

※公益活動・・・自分のため、自分たちのためではなく、その活動を必要としている人などのために行う活動。会員相互のための活動は、共益活動。

#### 4 申請の手続き

申請をしようとする団体は、「坂戸市公益活動団体申請書」に必要事項を記入のうえ、次の附属書類を添付し、市民生活課窓口に提出してください。

##### 【附属書類】

- (1) 団体で定められている規約等
- (2) 前年度の事業報告書
- (3) 前年度の決算書
- (4) 公益活動の内容がわかる写真
- (5) 申請時自己チェックシート
- (6) その他市長が求めるもの

#### 5 申請期間

平成29年4月3日（月）から随時。

#### 6 申請内容の更新

申請団体には、毎年度、4月頃に申請内容等について確認させていただきますが、変更があった場合には、速やかに「坂戸市公益活動団体申請内容変更届出書」を提出してください。

## 7 申請情報の抹消

次の条件に該当することが判明した場合には、申請情報から抹消します。

- (1) 要件を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 虚偽その他不正な手段により申請したとき。
- (3) 申請情報の更新手続きを行わなかったとき。
- (4) 団体から抹消の申出があったとき。